

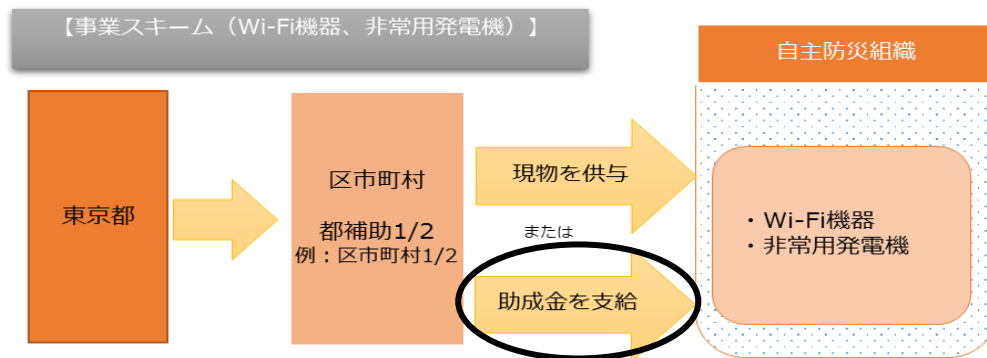
立川市市民防災組織災害対応力向上支援事業

(Wi-Fi・非常用発電機) 補助金について

1. 事業内容

市民防災組織が、Wi-Fi環境整備及び非常用発電機の購入費用を自己負担することで、購入費用の1/2の補助(1組織75,000円が限度)を受けることができます。

市民防災組織の活動拠点(公会堂、集会所、防災倉庫等)において、災害時でも通信の確保やスマートフォンの充電等、情報収集が可能となることを目的とする、東京都の事業です。



2. 補助対象となるもの

- ・Wi-Fi機器 (例：置くだけWi-Fi、ポケットWi-Fi)
- ・非常用発電機 (通信確保を用途とするもの)

※いずれも可搬式に限ります。

※Wi-Fi機器において、設置型Wi-Fiルーターは、対象外です。

※非常用発電機において、以下の商品は対象外です。

- 対象外
- ・電池 (蓄電池含む) 及び充電器
 - ・交換用プラグ
 - ・並列運転コード
 - ・ケース、スタンド等の付属品
 - ・手数料、保険料、運送料等の諸経費及び消耗品費
 - ・レンタル物品
 - ・ランニングコスト

3. 補助金申請の流れ



- ・事前相談及び交付申請：9月15日（金）まで

※事前相談票（第1号様式）及び申請書（第2号様式）、見積書等の写し、Wi-Fi機器及び非常用発電機の商品カタログの写しをご準備の上、立川市役所防災課（55番窓口）までお越しください。

※記入方法がご不明な場合は、窓口にてご案内させていただきます。

※物品購入は、補助金交付決定通知書の受領後です。

交付決定前の物品購入は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

- ・交付決定：令和5年11月13日（月）～12月8日（金）の予定

- ・事業実施

※決定通知受領後、申請いただいた器材の購入手続きを進めてください。

- ・実績報告及び補助金請求：1月上旬まで

※購入完了後、すぐに完了届（第8号様式）及び請求書（第10号様式）の提出が必要です。

- ・補助金支払：3月末頃の予定

- ・現地調査等：随時実施

立川市市民生活部防災課

TEL:042-523-2111（内線 2531）

E-mail:bousai-t@city.tachikawa.lg.jp

○提出先

立川市市民生活部防災課（55番窓口）

〒190-8666 立川市泉町 1156-9